

第10条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全・確実に行わなければならない。

(保有個人情報の返却)

第11条 乙は、保有個人情報を乙において保管する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却しなければならない。

(事故の報告)

第12条 乙は、保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(罰則等の周知)

第13条 乙は、保有個人情報を不正に取扱った場合の罰則適用（条例第24条、第24条の2及び第25条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(その他)

第14条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

乙

(市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書第5条第1項に規定する書面)

令和 年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請書

岡 山 市 長 様

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付けで岡山市と受託者との間で締結した委託業務について、個人情報の取扱の(全部・一部)を下記のとおり再委託したいので申請します。

記

1 本契約の名称	学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネート業務委託	
2 再委託先名	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
3 再委託する理由		
4 再委託契約の内容	契約年月日	
	履 行 場 所	
	委 託 期 間	
5 再委託して処理する内容		
6 再委託先が取り扱う個人情報	特定個人情報等の取扱いの有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	

※ 再委託先と締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付すること。

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請に対する承認通知書)

令和 第 年 月 日 号

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認通知書

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

岡山市長 大森 雅夫 印

令和 年 月 日付けで申請のあった学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネータ業務委託における岡山市の保有する個人情報の取扱いの（全部・一部）を再委託することについて、承認したので通知します。

なお、再委託先と「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結した際には、その写しを提出してください。